

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北九州市長

公表日

令和7年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	・児童福祉法第六条の四第一項の里親の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・児童福祉法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ・児童福祉法第三十四条の十九の養育里親名簿の作成に関する事務 ・小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託、又は乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設への入所措置に係る負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務(児童福祉法第五十六条第一項・第二項) ・児童自立生活援助の実施に係る費用の徴収に関する事務(児童福祉法第五十六条第二項)
③システムの名称	子ども相談情報システム、中間サーバー、宛名管理システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童データ、家族データ、措置台帳データ、里親名簿	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会に係る根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、20の項 【情報提供に係る根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、80、81、141、155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭局子ども総合センター
②所属長の役職名	子ども総合センター次長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館 093-561-5558
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1番6号ウエルとばた5階 北九州市子ども家庭局子ども総合センター 093-881-4556
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月22日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号法第19条第7号別表第二の8の項、16の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第7条1号、第12条1、4、5号 ○情報提供に係る根拠 番号法第19条第7号別表第二の16の項、57の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条1、3、4号、第31条1、2、5号	○情報照会に係る根拠 番号法第19条第7号別表第二の8の項、16の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第7条1号、第12条1、2、5、6、7号 ○情報提供に係る根拠 番号法第19条第7号別表第二の16の項、57の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条1、2、5、6号、第31条1、2、5号	事後	
平成30年1月22日	II-1. 対象人数	平成28年9月20日時点	平成29年9月20日時点	事後	
平成30年1月22日	II-2. 取扱者数	平成28年9月20日時点	平成29年9月20日時点	事後	
令和1年6月14日	I-5②所属長の役職名	山田 貴広	子ども総合センター次長	事後	
令和1年6月14日	II-1. 対象人数	平成29年9月20日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月14日	II-2. 取扱者数	平成29年9月20日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月14日	IV リスク対策	(新規項目)	項目追加による新規記載	事後	
令和3年9月13日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の7の項 番号法別表第一主務省令第7条1、6、7、8号 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の6項	番号法第9条第1項別表第一の7の項 番号法別表第一主務省令第7条1、7、8、9号 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の6項	事後	
令和3年9月13日	I-4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号法第19条第7号別表第二の8の項、16の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第7条1号、第12条1、2、5、6、7号 ○情報提供に係る根拠 番号法第19条第7号別表第二の16の項、57の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条1、2、5、6号、第31条1、2、5号	○情報照会に係る根拠 番号法第19条第8号別表第二の8の項、16の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第7条1号、第12条1、2、5、6、7号 ○情報提供に係る根拠 番号法第19条第8号別表第二の16の項、57の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条1、2、5、6号、第31条1、2、6号	事後	
令和3年9月13日	I-5②所属長の役職名	子ども総合センター次長	養護相談担当課長	事後	
令和3年9月13日	II-1. 対象人数	令和1年5月31日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和3年9月13日	II-2. 取扱者数	令和1年5月31日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和4年12月12日	I-1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ①事務の概要	・児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四第一項の里親の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・児童福祉法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ・児童福祉法第三十四条の十九の養育里親名簿の作成に関する事務 ・小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託、又は乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設への入所措置に係る負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務(児童福祉法第五十六条第一項・第二項) ・児童自立生活援助の実施に係る費用の徴収に関する事務(児童福祉法第五十六条第二項)	・児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四第一項の里親の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・児童福祉法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ・児童福祉法第三十四条の十九の養育里親名簿の作成に関する事務 ・小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託、又は乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設への入所措置に係る負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務(児童福祉法第五十六条第一項・第二項) ・児童自立生活援助の実施に係る費用の徴収に関する事務(児童福祉法第五十六条第二項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月12日	I-3. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の7の項 番号法別表第一主務省令第7条1, 7, 8, 9号 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条 別表第2の6項	番号法第9条第1項別表第一の7の項 番号法別表第一主務省令第7条 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条 別表第2の6項	事後	
令和4年12月12日	I-4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号法第19条第8号別表第二の8の項、16 の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省 令第7号) 第7条1号、第12条1, 2, 5, 6, 7号 ○情報提供に係る根拠 番号法第19条第8号別表第二の16の項、57 の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省 令第7号) 第12条1, 2, 5, 6号、第31条1, 2, 6号	○情報照会に係る根拠 番号法第19条第8号別表第二の8の項、16 の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省 令第7号) 第7条、第12条 ○情報提供に係る根拠 番号法第19条第8号別表第二の16の項、57 の項、106の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省 令第7号) 第12条、第31条、第53条、第59条の2の2	事後	
令和4年12月12日	I-5②所属長の役職名	養護相談担当課長	子ども総合センター次長	事後	
令和4年12月12日	II-1. 対象人数	令和3年7月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	
令和4年12月12日	II-2. 取扱者数	令和3年7月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	
令和7年3月11日	I-1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	・児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四 号)第六条の四第一項の里親の認定の申請の 受理、その申請に係る事実についての審査又 はその申請に対する応答に関する事務 ・児童福祉法第三十三条の六第一項の日常生 活上の援助及び生活指導並びに就業の支援 の実施の申込みの受理、その申込みに係る事 実についての審査又はその申込みに対する応 答に関する事務 ・児童福祉法第三十四条の十九の養育里親名 簿の作成に関する事務 ・小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは 里親への委託、又は乳児院、児童養護施設、 児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設 への入所措置に係る負担能力の認定及び費用 の徴収に関する事務(児童福祉法第五十六 条第一項・第二項) ・児童自立生活援助の実施に係る費用の徴収 に関する事務(児童福祉法第五十六条第二 項)	・児童福祉法第六条の四第一項の里親の認定 の申請の受理、その申請に係る事実について の審査又はその申請に対する応答に関する事 務 ・児童福祉法第三十三条の六第一項の日常生 活上の援助及び生活指導並びに就業の支援 の実施の申込みの受理、その申込みに係る事 実についての審査又はその申込みに対する応 答に関する事務 ・児童福祉法第三十四条の十九の養育里親名 簿の作成に関する事務 ・小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは 里親への委託、又は乳児院、児童養護施設、 児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設 への入所措置に係る負担能力の認定及び費用 の徴収に関する事務(児童福祉法第五十六 条第一項・第二項) ・児童自立生活援助の実施に係る費用の徴収 に関する事務(児童福祉法第五十六条第二 項)	事後	
令和7年3月11日	I-3. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の7の項 番号法別表第一主務省令第7条 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条 別表第2の6項	・番号法第9条第1項別表8の項	事後	
令和7年3月11日	I-4. 情報提供ネットワー クシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号法第19条第8号別表第二の8の項、16 の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省 令第7号) 第7条1号、第12条1, 2, 5, 6, 7号 ○情報提供に係る根拠 番号法第19条第8号別表第二の16の項、57 の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省 令第7号) 第12条1, 2, 5, 6号、第31条1, 2, 6号	【情報照会に係る根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表11, 20の項 【情報提供に係る根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表20, 80, 81, 141, 155の項	事後	
令和7年3月11日	II-1. 対象人数	令和4年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月11日	II-2. 取扱者数	令和4年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月11日	IV-8. 人手を介在させる作 業	—	様式改定に伴う追加記載	事後	
令和7年3月11日	IV-11. 最も優先度が高い と考えられる対策	—	様式改定に伴う追加記載	事後	